

茨城県協同農業普及事業の実施に関する方針

第1 基本的な考え方

本方針は、県総合計画の重点施策である「儲かる農業」の実現を推進する協同農業普及事業を展開するため、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第2項の規定に基づき定められた協同農業普及事業の運営に関する指針（令和7年4月30日農林水産省告示第674号、以下「運営指針」という。）、及び協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）（令和7年7月3日付け7農産1605号農林水産省農産局長通知）を基本として、中長期的な視点に立って本県農業の目指す姿を明らかにした「茨城農業の将来ビジョン」（令和5年5月30日策定）を踏まえ、本県において重点的に取り組むべき課題と、その解決に向けた具体的取組や普及指導活動の方法等について示すものである。

本県は農業産出額全国第3位（2024年）、東京都中央卸売市場青果物取扱高22年連続日本一（2025年）であるなど、首都圏人口の食を支える農業大県として食料を安定的に供給する大きな使命があると考えられる一方、本県農業及び農村の持続的な発展には農業所得の向上を図る必要がある。

そのためには、県内各地で経営者マインドを備えた意欲ある担い手を育成するとともに、農業者、農業者団体、試験研究機関に加え、生産資材の製造・流通や農産物・食品の生産・製造・加工・流通に係る事業者、消費者など食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下、「食料システム関係者」という。）等のニーズを的確に捉え、次世代に繋がる効率的で収益性の高い農業を実現する手段として協同農業普及事業を位置付け、展開することが重要である。

事業の展開に当たっては、「選択と集中」の考え方の下、普及指導活動の対象とする農業者及び経営改善に向けて取り組むべき課題を明確にした上で、経営と生産の両面において常にPDCAサイクルを回しながらスピード感を持って取り組む。

第2 普及指導活動の課題と方法

1 重点的に取り組むべき課題とその解決に向けた具体的取組

（1）重点的に取り組むべき課題

① 経営者マインドをもってチャレンジする人材や経営体の育成確保

個々の農業者が経営の収益性を高め、儲かる農業を実現するため、生産コストを考慮した合理的な価格形成、生産性や付加価値の向上、販路の開拓、法人化など、多様な選択肢の中から、自らが目指す経営に向けて必要となる手段を選択し、PDCAサイクルを回して不断の努力を続けていくことのできる「経営者マインド」を備えた農業者を育成・確保する。

また、本県農業を持続的に発展させていくため、新規就農者の育成・確保に当たっては、就農準備段階から就農後のフォローアップまで継続的に支援することで次世代の意欲ある担い手の定着を図る。

② 収益性の高い農業構造の実現に向けた営農支援

スマート農業技術の活用による作業の効率化や生産性の向上、有機栽培の推進による高付加価値化、高品質な農産物のブランド化、高温等に適応する気候変動対策、地域の特色を活かした取組等、収益性の高い農業構造の実現に向けて農業者を支援する。

(2) 課題解決に向けた具体的な取組

① 経営者マインドを持った農業者の育成

経営管理や生産技術に関する総合的な学びの場である「いばらき農業アカデミー」を開設し、民間コンサルタントや農機具メーカーなどの産業界や農研機構、大学などの学術部門と連携して、経営発展を目指す意欲ある農業者を対象に経営者マインドの醸成を図る。

その際、個々の農業者には、経営の発展段階に応じて受講すべき講座を提案した上で積極的に受講を促すとともに、「経営スタートアップ講座」や「リーダー農業経営者育成講座」については、受講中に農業者自らが策定した経営改善計画の目標達成に向けて、受講後も継続的に支援する。

② 経営改善、労働環境の整備及び経営継承の円滑化に向けた法人化の推進と法人経営体の定着

経営発展を目指す意欲ある農業者を対象に経営診断を行い、その診断結果を基に経営改善に必要な課題について農業者と認識を共有した上で、課題解決に必要な技術・経営情報や活用可能な支援事業等の情報提供を行う。

その際、経営管理の高度化や6次産業化等による経営の多角化については、農業参入等支援センターや茨城地域資源活用・地域連携サポートセンター等の専門家と協働して支援する。

特に、事業の高度化や多角化を志向する農業者に対しては、経営管理能力の向上による経営改善はもとより、労働者の健康と安全を確保する労働環境の整備、計画的な人材育成による経営継承の円滑化等が期待される農業経営の法人化を推進する。また、障がい者や近年増加する外国人等の多様な人材を農業現場での働き手として活用するための適切な労務管理や、県内外から農業分野へ新規参入する法人経営体の定着を支援する。

③ スマート農業技術の導入による技術革新の支援

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）等に基づき、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農作物の新たな生産方式の導入に向けた取組を推進する。

また、スマート農業技術に関する情報の収集・発信・共有や共通課題の議論等の各種活動には、スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）を積極的に活用する。

スマート農業技術の導入に当たっては、作業の効率化や収量・品質の向上等の目的に応じた費用対効果に基づく経営改善計画の策定、導入した先端技術の効果検証、導入技術を十分に活用できる人材の育成等を支援する。加えて、経営体における労働力不足や規模拡大に向けた生産性向上等が課題となる場合は、専門作業の受注等を行う農業支援サービスの活用への検討を働きかける。

④ 資源循環型農業の推進及び生産体制の確立

みどりの食料システム戦略（令和３年５月１２日みどりの食料システム戦略本部決定）を推進するとともに、有機農業の取組拡大や堆肥等の有効活用、環境負荷軽減の取組等を行う農業者を支援することにより、農産物の付加価値化による収益性の高い農業の実現を目指す。

特に、資源循環と高付加価値化の取組を両立する有機農業については、生産技術の実証・普及や農業法人等が参入するモデル団地の育成、耕畜連携による地域循環モデルの確立等の支援により本県産有機農産物の供給量の増大を図る。また、食料システム関係者等の参画の下、指導人材の育成、販路拡大に向けたブランド化、集荷拠点の構築による効率的な物流への転換等を支援する。

さらに、「予防・予察」に重点を置いた総合防除（IPM）体系の確立・普及等による化学農薬の使用量低減の取組を支援する。

⑤ 気候変動に適応した農産物の安定生産への対応

気候変動の影響によって引き起こされる農作物の収量や品質への影響を回避・軽減するため、高温耐性、病害抵抗性等の品種、高温、乾燥等への対応に必要な栽培管理技術等の導入を支援する。

⑥ 農地の集積・集約、大規模化の実現に向けた支援

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定や計画のブラッシュアップに向け、農地中間管理事業の活用による農地の有効利用や担い手への農地の集積・集約化、農地の耕作条件の改善、大区画化等、市町村を主体とした協議が円滑に進むよう支援する。

特に、スケールメリットを活かしたメガファーム（経営面積 100ha 超）の育成を支援するとともに、経営体の大規模化に併せ、生産基盤の整備と組み合わせた省力・低コスト化技術の導入について指導する。

⑦ 需要の伸びが期待できる品目等の導入や国内外市場のニーズに対応した生産基盤の構築

食料システム関係者等との連携の下、社会経済情勢や消費動向の変化を的確に捉え、かんしょや海外依存度の高い麦・大豆・飼料作物等の戦略作物等、需要の伸びが期待できる品目

の作付拡大や高収益作物への品目転換、農産物加工の取組を積極的に支援する。

また、かんしょや米等の輸出重点品目、メロンやいちご等の今後の輸出拡大が期待される品目の販路拡大に当たっては、県産農産物のブランド化を進めながら、成長する海外市場への展開を進める上で生じる課題解決のため、輸入側が求める商品づくりとして、国際水準GAPの取組や品質保持技術の確立、輸出先国の規制対応等、海外市場のニーズに対応した収益性の高い生産基盤の構築を支援する。

⑧ 中山間地域等の特色を活かした営農方式の構築

中山間地域等の特色を活かした営農で収益を上げるため、良食味米をはじめとした特色ある米づくり、農産物や加工品のブランド化、契約取引や消費者への販売、観光資源と組み合わせた農業経営等の取組を支援する。

また、イノシシ等の鳥獣被害にあたっては、農作物への防止対策を講じるための取組を支援する。

⑨ 農作業安全や危機管理に向けた取組の推進

農業分野における作業中の死亡事故者数は、他産業と比べて多いことから、研修や資料配布により、農業者の農作業安全に対する意識啓発を図る。

また、豪雨や地震等の自然災害に対する備えとして、事業継続計画（BCP）の策定等を推進するとともに、農業用ハウスでは災害被害防止マニュアルに基づく指導と支援制度の活用による農業用ハウスの強靱化を積極的に促す。

さらに、被災時は市町村や農業団体等の関係機関と連携し、早期の復旧や営農再開に必要な技術指導・助言、活用できる支援事業の情報提供等を実施する。

2 普及指導活動の効果的、効率的な実施

（1）対象を絞った重点活動の実施

普及指導活動は、産地や地域の課題解決を目的とする従来の活動を残しつつも、冒頭に記載した『『儲かる農業』の実現を推進する協同農業普及事業』という考え方の下、自ら将来のビジョンを描いて、その実現に向けた活動を進める意欲ある農業者を対象とし、経営開始前を含め経営の発展段階に応じた支援を実施する。

特に、農林事務所他部門や関係機関と連携を密にして、農地が適切に利用されるよう、集積・集約化に向けた取組を推進する「地域計画」との整合性を持たせながら、地域の中核となる担い手の育成を図る。

また、「選択と集中」の考え方の下、地域の実情を踏まえながら、需要の伸びが期待できる品目に対する生産技術面の実証・確立を支援する。

（２）普及指導計画の策定とＰＤＣＡによる普及指導活動の効果的展開

農林事務所経営・普及部門及び地域農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）は、本実施方針に定める普及指導活動を計画的に行うため、農業改良普及指導計画（以下「普及指導計画」という。）を策定する。

普及指導計画は、県総合計画に掲げる「儲かる農業」を実現するため、意欲ある農業者を対象として重点的に行う普及指導活動と、産地や地域全体の課題解決に取り組む従来の普及指導活動とに区分し、単年度ごとに定めるものとする。

普及センターは、普及指導計画に定めた普及指導課題の課題解決の取組及びその結果について内部評価を実施し、農業技術課と農業総合センターに設置する専門技術指導員室は、その評価結果を農業者の代表や学識経験者等による外部評価委員会に諮ることにより普及指導計画の客観的な視点における評価を得るとともに、専門技術指導員室は普及指導計画の進捗管理を行う。

普及センターは、地域の関係団体や農林事務所他部門と調整を図りながら、専門技術指導員室の支援の下、上記の評価結果を次年度以降の普及指導計画に反映させ、ＰＤＣＡに基づき不断の検証・見直しを行いながら、迅速かつ実効性のある普及指導活動を実施する。

（３）先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

新規就農者を含めた担い手の育成・確保や、スマート農業等の革新的技術の導入促進に当たっては、県が認定した農業経営士、女性農業士、青年農業士や、県内外の法人経営者など、豊富な知識と経験を有する先進的な農業者との協力体制を積極的に構築する。

また、農外から経営体が参入する場合は、参入経営体への技術支援と併せて、地元農業者との交流・情報交換を促進することにより、地元農業者の生産技術や参入経営体の販路を互いが共有し、相乗効果を引き出すことで 両者の経営発展を促す。

（４）試験研究機関・民間企業との連携強化

① 試験研究機関との連携強化

試験研究の課題設定や内容を企画する段階から普及指導員が参画することにより、生産性や付加価値の向上が期待できる新技術・新品種の開発を促進する。また、普及指導員のみでは対応が困難な生産現場の課題解決や、新技術の迅速な普及に当たっては、専門技術指導員をチーム長とする、研究員や普及指導員等で構成するプロジェクトチームを組織して対応に当たる。

なお、試験研究の成果を生産現場に普及する際は、育成者権等の知的財産権の保護や開示を希望しない技術情報等の流出防止を徹底する。

② 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

食料システム関係者等、多様な関係者の有機的な連携の構築を図るため、地域農業の課題を共有する。また、それぞれの役割や具体的な取組の検討では、課題解決に向けたコーディネートやファシリテーション、関係者間の合意形成を円滑に進める場づくり等を支援する。

③ 農業参入等支援センター等との連携による高度な経営指導の実施

法人化による経営管理の高度化や6次産業化等による経営の多角化には、専門的で高度な経営指導が必要となることから、普及指導員は農業参入等支援センターや茨城地域資源活用・地域連携サポートセンターの専門家とともに支援に当たる。

その際、普及指導員は、経営改善指導の責任者としての役割を認識し、民間専門家等と協働した活動を、自らの経営指導力を向上させる機会として活用しながら、対象となる経営体に対し、継続的な経営発展の伴走支援を行う。

第3 普及指導員の配置と資質向上に関する事項

1 普及指導員の配置

(1) 普及センターの設置と普及指導員の配置

農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして普及センターを設置し、農業所得の向上並びに農業振興を図るため、普及指導員を配置する。配置に当たっては、地域の農業事情や社会的及び地理的条件等を考慮して、農業者の高度かつ多様な課題に効果的に対応できるよう、専門的な知識や指導力を有する人員を配置するよう努める。

(2) 専門技術指導員室の設置と専門技術指導員の配置

運営指針第5における農業革新支援センターとして専門技術指導員室を設置するとともに、高度な専門性を持ち、研究・教育・行政等関係機関との連携・調整力を発揮して、普及指導活動を支援し、普及指導員の資質向上を指導する者を運営指針第3第2項における農業革新支援専門員の役割を担う専門技術指導員として配置する。

専門技術指導員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- ① 試験研究機関・教育機関・行政機関・食料システム関係者等と連携して取り組む活動の企画調整・進捗管理
- ② 研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応
- ③ 重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導
- ④ 経営と生産の両面から農業者を指導できる普及指導員の育成
- ⑤ 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築（先進的な農業者等からの相談・支援対応を含む。）

(3) 県立農業大学校の設置と普及指導員の配置

県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）を農業改良助長法第7条第1項第5号に規定する農業者研修教育施設として設置し、普及指導員を配置する。

配置に当たっては、教科の設定を勘案し、農業に関する高度な技術と知識をもつ普及指導員等の配置に努める。

2 普及指導員の資質の向上

本実施方針に基づく普及指導活動を展開するため、普及指導員として求められる資質を明確にし、長期的な視点から必要な人材の確保と適切な配置を行う。

（１）普及指導員に求められる人材像

- ・ 県の施策の実現に向けた目的意識を持ち、広い視野から普及指導活動に取り組める人材
- ・ 意欲ある農業者が描くビジョンから課題を抽出し、その解決により経営発展を指導・支援できる人材

（２）求められる資質

- ・ 新たな技術や政策等に関する幅広い知識を絶えず吸収する意欲
- ・ スマート農業等、高度な技術の導入による技術革新によって生産工程の効率化等を実現できる技術指導力
- ・ 農作物の生産計画や労働力確保の取組等、農業経営の改善や経営管理能力の向上を支援できる経営指導力
- ・ 農業者、農業者団体、試験研究機関並びに食料システム関係者等の多様な関係者との連携等に資する能力

（３）資質向上の方法

日常の普及指導活動における継続的な自己研鑽を基本としつつ、国が主催する研修を活用した政策課題の解決や先端技術の普及に必要な知見の習得、国や県研究機関・民間等と協働して行う先端技術を活用したプロジェクトへの参画、さらには意欲ある経営体に対する普及指導活動による経営指導力の向上や農業参入等支援センターの専門家が手掛ける高度な経営指導への参画等によるOJTによりスキルアップを図る。

また、普及だけでなく、行政、試験研究、教育等様々な業務を経験するジョブローテーションを計画的に実施することで、広い視野から普及指導活動に取り組むことができる人材を育成する。

第4 農業者研修施設における研修教育の充実強化

農業者研修教育施設である農業大学校は、就農希望者、青年農業者等に対する中核的な教育機関として、普及センターや専門技術指導員室、試験研究機関、関係機関等と連携を取りながら、

儲かる農業を実現し得る経営感覚に優れた農業者を育成する。

そのため、先進的な農業者や専門家の協力の下、農業生産工程管理（GAP）やスマート農業、有機農業をはじめとする資源循環型農業に加えて、商品の生産から販売までを主体的に行う学習（経営実践プロジェクト）、さらに農業大学校の学生以外も対象とした農業機械の免許取得を目指す研修等、時代の要請に合わせた講座を設けることで、より実践的な技術・経営が学べる教育環境を整備する。

また、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を反映することで、研修教育の充実・強化を図る。

なお、十分な教育効果が得られるよう、計画的に施設や教育機材の整備拡充を行う。

第5 その他協同農業普及事業の実施において留意する事項

農業者等から取得・収集する情報の中には、農業者個人や企業秘密、知的財産等の保護が必要な情報（以下、「個人等情報」という。）を含む場合があるため、農業者等からの信頼確保の重要性を鑑み、協同農業普及事業の実施において取得・収集した個人等情報は、情報の保護及び利用について適切な管理に努め、意図しない情報流出を防止する。また、個人等情報を当初と異なる目的での利用や他に共有する場合は、情報提供者の了承を得るなど、適切な取扱いに留意する。

付 則

本方針は、令和8年2月20日から実施する。